添付法令資料 3：

インドネシア人移住労働者の職業訓練の実施者に関する 2026年7月16日付インドネシア共和国 インドネシア人移住労働者保護大臣／インドネシア人移住労働者保護庁規則No. 7

（目次）

同年7月20日施行

第 1 章　総則（第 1 条及び第 2 条）
第 2 章　インドネシア人移住労働者職業訓練機関
　第 1 節　インドネシア人移住労働者職業訓練機関の種類（第 3 条）
　第 2 節　インドネシア人移住労働者職業訓練機関の標準化（第 4 条ないし第 8 条）
　第 3 節　インドネシア人移住労働者職業訓練機関の登録（第 9 条ないし第 12 条）
　第 4 節　インドネシア人移住労働者職業訓練機関のプログラムの実施（第 13 条及び第 14 条）
　第 5 節　*移住労働者センター*（第 15 条ないし第 20 条）
第 3 章　職業認証機関（第 21 条）
第 4 章　インドネシア人移住労働者保護省／インドネシア人移住労働者保護庁の技術実施部門（第 22 条）
第 5 章　指導、監視及び評価（第 23 条）
第 6 章　報告（第 24 条）
第 7 章　資金調達（第 25 条）
第 8 章　経過規定（第 26 条）
第 9 章　終則（第 27 条）

弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所